

年中に収入がなく、課税証明書が必要または児童手当、就学援助、国民健康保険、後期高齢者医療保険、年金などに係る手続きが必要 ※税務署などで所得税の確定申告をする方や給与と所得のみで年末調整が済んでいる方、公的年金などの所得のみで、源泉徴収票の記載事項以外の控除を必要としない方は申告不要

申告に必要なもの 源泉徴収票（年金分含む）、各保険料控除証明書、通帳（還付金が発生する場合）、その他控除に必要な書類（障害者手帳など） ※医療費控除を申告する方は「医療費控除の明細書」の添付が必要

会場	日時	
植苗ファミリーセンター	2月1日(火)	10時～15時
のぞみコミセン	2月3日(木)、4日(金)	9時～16時
豊川コミセン	2月8日(火)、9日(水)	9時～16時
勇払公民館	2月10日(木)	10時～15時
沼ノ端交流センター	2月15日(火)	9時～16時
市役所北庁舎2階22会議室	2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～16時

市民税課 電話(32)6253・6254
※郵送による申告手続きも可能

※可能な限り公共交通機関をご利用ください
※初日は混雑が予想されるため、受け付けを早めに締め切ることがあります。また、開館時間まで施設内に入場できません

オンラインを活用して 感染防止!



国税庁HPから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告) または郵送で提出することができます

市市民税課 電話(32)3165

市市民税課 電話(32)6253・6254

償却資産(固定資産税)の 申告について

事業を営む法人または個人の方が対象となります。令和4年1月1日現在、市内で所有する事業用資産(構築物(アスファルト舗装など)、機械・装置、工具、器具・備品)について、1月31日(月)までに申告してください。今年から新たに申告する方や、申告用紙が届かない方はご連絡ください

市市民税課 電話(32)6270

20歳になったら 国民年金を



国民年金は、老後や障がいを負ったとき、家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。保険料を未納のままにすると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

納付が難しい場合は学生納付特例制度や納付猶予制度、免除制度がありますのでご相談ください。20歳になられた方向けに、国民年金制度について動画でもご案内しています

市市民税課 電話(36)6135
市市民税課 電話(32)6429

令和4年度新入学児童・生徒に 入学通知書を送ります

1月下旬に入学通知書を送ります。住民登録や住所変更の届け出を済ませていないご家庭には、届かない場合がありますので、異動の届け出をしてください。また、指定の学校に入学しない方は、合格通知書などを添えて学校教育課へ届け出をしてください。事前に説明会や入学式の日程を確認する場合は市HPをご覧ください

学校教育課 電話(32)6742

消防サイレンの吹鳴方法が 変わります

令和4年4月から災害発生時などの消防サイレンは、市内全域に整備された防災行政無線から吹鳴することになり、サイレンをより確実に伝達することができるようになります。また、防災行政無線による試験吹鳴期間として、令和4年3月末日までは現在の消防サイレンと同時に吹鳴します。なお、試験のために吹鳴していた正午の消防サイレンは、令和4年3月末日をもって廃止します

消防課 電話(84)5023

広告